

教員養成セミナー12月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第3回◆教育原理
特別支援教育・人権教育

講師：大西 圭介

テーマ1

特別支援教育

特別支援教育に関する次の記述ア～エを年代の古いものから順に並べ替えよ。

ア 障害のある児童・生徒等の就学先について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学を可能としていた従来の規定から、区市町村教育委員会が個々の児童・生徒等の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められた。

イ 国連総会において、締約国は、教育についての障害者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保するとした、障害者の権利に関する条約が採択された。

ウ 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている「通級による指導」が、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるよう、学校教育法施行規則が改正された。

エ スペインのサラマンカにおいて、ユネスコとスペイン政府の共催で、「特別なニーズ教育に関する世界会議」が開かれ、特別なニーズ教育という概念とともに、インクルーシブ教育とインクルーシブな学校の推進を打ち出した声明が採択された。

- ・ ノーマライゼーションの理念の影響（1970年代～1980年代）
「精神遅滞者の人権宣言」（1971年）、「障害者の権利宣言」（1975）年が国連総会で採択。

日本の特殊教育は、通常学級と盲・聾・養護学校の特殊学級を分離する形で行われていたが、この時期の障害のある子どもと障害のない子どもを通常学級に統合する教育が目指される。

この動きはインテグレーションと呼ばれる。

「子どもの権利に関する条約」（1989年）にて障害のある子どもに対する教育の機会保障が謳われた。

・インクルーシブ教育の理念の登場と展開（1990年代）

1994年：「サラマンカ宣言」・・・インクルーシブ教育についての明確な記載が載せられた。

2006年：「障害者の権利に関する条約」・・・締約国は、教育についての障害者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保するとしている。

日本においては、2012年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、

2013年：就学先決定の仕組みの変更。

2016年：障害者差別解消法施行

2016年：学校教育法施行規則の一部改正・・・高等学校及び中等教育学校後期課程でも「通級による指導」が実施できるように。

特別支援教育の基本的な考え方として、正しいものの組み合わせを選べ。

ア 特別支援教育は、教職員の高い専門性が求められるため、障害のある幼児児童生徒を特別支援学校に集めて実践することが望ましい。

イ 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒に対して、教職員が積極的に手をさしのべ、本人の代わりに教職員が活動を行うことで、安全に生活できる学校づくりを目指すものである。

ウ 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

エ 特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害の幼児児童生徒は対象としていない。

オ 特別支援教育は、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。

- ①ア ウ ②ア エ ③イ エ ④イ オ ⑤ウ オ

テーマ1

特別支援教育の理念

特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ1

特別支援教育の理念

特別支援教育とは

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、**知的な遅れのない発達障害も含めて**、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する**全ての学校**において実施されるものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ1

特別支援教育の理念

特別支援教育とは

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ**様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会**の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

テーマ1

過去の良問①（岩手県 2020）

次の表は、特別支援教育に関する用語等について説明したものです。（ ）に入る適語を選べ。

用語	説明
(ア)	この法律の第16条には、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と示されている。
(イ)	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等について、家庭や医療・保健・福祉・労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的な支援を行うための取組を示した計画。
(ウ)	英語では「Learning Disabilities」と表記され、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。
(エ)	校長の指名により位置付けられた校務分掌の一つで、各学校における特別支援教育の推進のために、校内委員会・校内研修の企画、関係機関・学校との連絡・調整・保護者の相談窓口等の役割を担う。

テーマ1

障害者に関する法律

障害者基本法

障害者の自立および社会参加の支援等のための施策に関する基本的理念、国、地方公共団体等の責務、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項等を定め、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。

テーマ1

障害者に関わる法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法第4条を具体的に実現していくための法律。

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消についての基本指針を打ち出すとともに、国や地方公共団体、事業者の法的義務や努力義務や具体的な対応方法、トラブルが起きた際の相談先などを定めている。

障害者基本法第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

テーマ1

2つの計画

「**個別の教育支援計画**」・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業、後までを見通した視点を持って作成され、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となるもの

「**個別の指導計画**」・・・学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に 応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

テーマ1

発達障害の定義（文部科学省）

区分	障害の程度
自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類される。

テーマ1

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは

各学校の**校長は**、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、**校務分掌に明確に位置付ける**こと。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

次の文は、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」（平成29年3月 文部科学省）（以下、「本ガイドライン」という。）で示された本ガイドライン策定にあたっての〈見直しの観点〉である（ ）に入る適語を選べ。

〈見直しの観点〉

1. 対象を、発達障害のある児童等に限定せず、障害により（ ① ）特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。
2. 対象とする学校に、（ ② ）及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有（引継ぎ）の留意事項について追記。
3. 特別支援教育コーディネーター、いわゆる（ ③ ）による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。
4. 校内における教育支援体制の整備に求められる（ ④ ）の役割を追記。
5. 特別支援学校の（ ⑤ ）的機能の活用及びその際の留意事項等を追記。

テーマ1

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、
つなぐために～」（平成29年3月 文部科学省）

見直しの観点

- 1.対象を、発達障害のある児童等に限定せず、**障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。**
- 2.対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有（引継ぎ）の留意事項について追記。
- 3.**特別支援教育コーディネーター**、いわゆる通級による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。
- 4.校内における教育支援体制の整備に求められる**養護教諭の役割を追記。**
- 5.特別支援学校のセンター的機能の活用及びその際の留意事項等を追記。

テーマ2

人権教育

下の表は、戦後の人権に係る国内外のおもな規約等についてまとめたものである。
 () に入る適語を選べ。

年	国外・国内の規約等
1946 (昭和21) 年	・日本国憲法公布 (1947年施行)
1948 (昭和23) 年	・国連総会にて、「 (a) 」採択
1969 (昭和44) 年	・「同和対策事業特別措置法」施行
1982 (昭和57) 年	・「地域改善対策特別措置法」施行
1989 (平成元) 年	・国連総会にて、「 (b) の権利に関する条約」採択 (日本は1994年に批准)
1994 (平成6) 年	・国連総会にて、「 (c) のための国連10年」決議
2002 (平成14) 年	・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2004 (平成16) 年	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
2006 (平成18) 年	・国連総会にて、「 (d) の権利に関する条約」採択 (日本は2014年に批准)
2008 (平成20) 年	・「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 」公表
2016 (平成28) 年	・「 (e) 問題の解決の促進に関する法律」制定 (2009年施行)
	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
2019 (平成31) 年	・「 (f) の解消の推進に関する法律」施行
	・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」施行
	・「奈良県 (f) の解消の推進に関する条例」施行

人権の歴史

人権思想の拡大

人権思想は、第二次世界大戦後、各国で広がりを見せるようになる。

1948年：「**世界人権宣言**」・・・人権の保障は国家の中にとどまるものでなく、人間である限りすべての人に保障されなければならないという考え方を最初に宣言したものである。

1966年：世界人権宣言に法的拘束力を持たせた「**国際人権規約（社会権規約と自由権規約）**」

人権を保障しようとする国際的な動きが強まっていく。

（女性差別撤廃条約（1979年）、**子どもの権利条約（1989年）**、**障害者権利条約（2006年）**など）

人権の歴史

行動計画

1993年に開催された世界人権会議において、人権が普遍的であり、正当な国際的関心であること等が確認されたことを受けて、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とする行動計画を1994年に策定。

さらに、その終了を受けて「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず3年ごとの段階を設けて行動計画を策定しています。

人権の歴史

日本の人権保障の歴史

日本において真に人権思想が確立したのは、**日本国憲法の制定**によってである。

しかしながら、部落差別、先住民に対する差別など問題が現在も残されている。

部落差別問題の解消のためには、**1969年に同和対策事業特別措置法**が制定、**1982年地域改善対策特別措置法**などの特別措置法で33年間地域改善対策が行われてきた。

2016年には、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されています。

人権の歴史

日本の人権保障の歴史

アイヌ民族については、**1899年**制定の**北海道旧土人保護法**があったが和人との同化であったなどの評価から廃止の動きが長らく続いてきた。アイヌ民族を保護するために、**1997年**に**アイヌ文化振興法**、**2019年**に**アイヌ施策推進法**が制定されています。

その他、感染症に対する差別についても法律が制定されており、**2008年**に**ハンセン病問題の解決の促進に関する法律**が制定されている。

次の各文は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）の一部を抜粋したものである。（ ）に入る適語の正しい組み合わせを選べ。

○ 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、（ ア ）な感覚である。

○ 人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における（ イ ）や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

○ 学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要である。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、（ ウ ）側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を（ エ ）に位置付けることが望ましい。

○ 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な（ オ ）に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

人権教育の指導方法等の在り方について

人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義され、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明されるものである。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 2008年

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で**具体的な態度や行動に現れる**ようにすること。

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 2008年

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育

「人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な**知識**を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち**人権感覚**を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける**実践力**や**行動力**を育成することが求められる。」

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 2008年

人権教育の指導方法等の在り方について

人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、**価値志向的な**感覚である。

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育を通じて育てたい資質・能力と3側面

人権教育は、人権に関する**知的理解**と人権感覚の涵養を基盤として、**意識、態度、実践的な行動力**など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（**1. 知識的側面、2. 価値的・態度的側面及び3. 技能的側面**）から捉えることができる。

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

人権教育の指導方法等の在り方について

人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育の手法については、人権一般の**普遍的な視点からのアプローチ**と、**具体的な人権課題**に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

次の文は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定（策定）、平成23年4月1日閣議決定（変更））の「第4章 人権教育・啓発の推進方策 2 各人権課題に対する取組」の一部である。正しいものに○を、誤っているものに×を付けよ。

- ① 性別に基づく固定的な役割分担意識を重視し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。
- ② 学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。
- ③ 障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解の深化がかかわっている場合もある。
- ④ ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持された。
- ⑤ 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。

人権教育・啓発に関する基本計画

各人権課題に対する取組（1）女性

性別に基づく**固定的な役割分担意識を是正**し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。

人権教育・啓発に関する基本計画

各人権課題に対する取組（4）障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害、は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。